

## ジンジャー人事労務、4月施行の新給付制度 「出生後休業支援給付金」「育児時短就業給付金」の 書類作成・電子申請に順次対応予定

クラウド型人事労務システム「ジンジャー」を提供しているjinjer株式会社(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:桑内 孝志)は、「ジンジャー人事労務 社保手続きオプション」にて、2025年4月から施行される「出生後休業支援給付金」、「育児時短就業給付金」を受け取るために必要な書類作成・電子申請ができるよう、4月中旬以降に順次対応していくことのお知らせします。

 **jinjer 人事労務** 社保手続き  
ジンジャー

### 4月施行の新給付制度 「出生後休業支援給付金」 「育児時短就業給付金」 の書類作成・電子申請に順次対応予定



#### ■新機能概要

共働き・子育てを推進することを目的として、2025年4月から始まる「出生後休業支援給付金(※1)」は、出生直後の一定期間に、両親ともに(配偶者が就労していない場合等は本人が)、14日以上の子育て休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給する給付制度です。

※参考1: [厚生労働省【2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します】](#)

同じく、2025年4月から始まる「育児時短就業給付金(※2)」は、2歳に満たない子を養育するために、所定労働時間を短縮して就業した場合に、賃金が低下する等、一定の要件を満たしたときに支給される給付制度です。

※参考2: [厚生労働省【育児時短就業給付の内容と支給申請手続】](#)

本機能実装にて、上記2つの給付金を受け取る際に必要な書類作成と厚生労働省への電子申請に関して、「ジンジャー」上で行えるよう、4月中旬以降に順次実装を開始します。

※本機能は、ジンジャー人事労務の「社保手続きオプション」となります。

▶「社保手続きオプション」詳細ページ: <https://hcm-jinjer.com/roumu/>

#### ▼ジンジャー上の既存データと連携することで、よりラクに申請が可能

「ジンジャー」上で申請を行う場合は、賃金額を算出する際に、被保険者期間算定対象期間、支払基礎日数、支払対象期間、基礎日数、賃金額A、賃金額Bに対して、定められたルール通りに値を入力する必要があります。

その際、「ジンジャー人事労務」上に登録されている人事データを基に、被保険者期間算定対象期間、支払基礎日数、支払対象期間、基礎日数を自動転記することができます。また、「ジンジャー給与」の給与データと連動させることで、ルールに従った形で賃金額A、賃金額Bを自動転記することも可能となります。

※出生後休業支援給付金給付金の入力画面のイメージ

出生後休業支援給付金を電子申請する際、以下項目が既存の育児休業給付金支給申請書に追加されるようになります。

- ・「出生後休業支援給付金申請希望」
- ・「配偶者の育児休業開始年月日」
- ・「配偶者の状態」

**支給単位期間** ?

(1)	*支給単位期間その1	[ ] [ ] ~ [ ] [ ]		
	*就業日数	[ ] 日	就業時間 [ ] 時間	*支払われた賃金額 [ ] 円
(2)	支給単位期間その2	[ ] [ ] ~ [ ] [ ]		
	就業日数	[ ] 日	就業時間 [ ] 時間	支払われた賃金額 [ ] 円
(3)	最終支給単位期間	[ ] [ ] ~ [ ] [ ]		
	就業日数	[ ] 日	就業時間 [ ] 時間	支払われた賃金額 [ ] 円

---

職場復帰年月日 ? [ ] [ ] [ ]

支給対象となる期間の延長事由 ? 4.養育を予定していた配偶者との婚姻の解消等による別居 ▾

\*期間 [ ] [ ] [ ] ~ [ ] [ ] [ ]

パパ・ママ育休プラス制度活用 ?

出生後休業支援給付金申請希望 ?

配偶者の被保険者番号 ? [ ] [ ] - [ ] [ ] - [ ] [ ]

配偶者の育児休業開始年月日 ? [ ] [ ] [ ] [ ]

配偶者の状態 ? 1.配偶者がいない ▾

育児休業再取得理由 ? 1.他休業事由の消滅 ▾

※育児時短就業給付金支給申請書の入力画面のイメージ

\* 本来の週所定労働時間  時間  分

育児休業に引き続く時短就業

支給単位期間 ?

(1)	* 支給対象年月その1	<input type="text" value="2025/05"/>						
	* 週所定労働時間	<input type="text" value="30"/>	時間	<input type="text" value="0"/>	分	* 支払われた賃金額	<input type="text" value="222,222"/>	円
	その他賃金に関する特記事項1	<input type="text"/>						
(2)	* 支給対象年月その2	<input type="text" value="2025/06"/>						
	* 週所定労働時間	<input type="text" value="30"/>	時間	<input type="text" value="0"/>	分	* 支払われた賃金額	<input type="text" value="222,222"/>	円
	その他賃金に関する特記事項2	<input type="text"/>						
(3)	支給対象年月その3	<input type="text"/>						
	週所定労働時間	<input type="text"/>	時間	<input type="text"/>	分	支払われた賃金額	<input type="text"/>	円
	その他賃金に関する特記事項3	<input type="text"/>						

育児時短就業終了年月日 ?

育児時短就業終了理由 ?

## ■「ジンジャー人事労務」とは

ジンジャー人事労務は、労務関連の各種手続きや年調収集、雇用契約などをペーパーレス化し、社内のあらゆる人事情報を一元管理する人事管理サービスです。人事情報が集約されたデータベースを使って、人員配置や育成計画、モチベーション管理ができ、組織の生産性向上に貢献します。また、ほかのジンジャーシリーズと組み合わせることで、勤怠や給与計算サービスとも人事情報の一元管理が可能です。

▶「ジンジャー人事労務」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com/jinji/>

## ■クラウド型人事労務システム「ジンジャー」とは

「ジンジャー」は、人事労務・勤怠管理・給与計算などの人事の定型業務から人事評価・eラーニングといったタレントマネジメントまで、1つにまとめて管理できるクラウド型人事労務システムです。

人事情報を1つに統合した「Core HRデータベース」によって、勤怠集計からの給与計算や、社会保険手続きに関する帳票類の入力といった定型業務の効率化・自動化を支援します。

また、それぞれのシステムのデータベースがつながっているため、データベースの自動反映や役割変更に応じた各システムへの権限変更の自動化などを実現します。

▶「ジンジャー」サービスサイト: <https://hcm-jinjer.com>

▶「ジンジャー」コンセプトムービー: <https://youtu.be/roNBdAmuwAo?si=DPg1MDjtGo7yrrM9>

## ■会社概要

会社名 : jinjer株式会社  
 所在地 : 東京都新宿区西新宿 6-11-3 WeWork Dタワー西新宿  
 代表者 : 代表取締役社長 桑内 孝志  
 URL : <https://jinjer.co.jp/>

【本件についての報道関係のお問い合わせ先】

jinjer株式会社 広報室(E-mail:pr@jinjer.co.jp)